

○山本委員長 それでは、時間がまいりましたので、第19回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日の専門小委員会につきましては、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の審議につきましては、前回の専門小委員会でお示しをしました総括的な論点整理案について、本日御出席いただいております地方六団体の皆様から御意見を伺いたいと考えております。

まず、本日御出席をいただきました地方六団体の皆様に御紹介いたします。

全国都道府県議会議長会会長の富山県会議長、山本徹様でございます。

全国市長会会長の福島県相馬市長、立谷秀清様でございます。

全国市議会議長会会長の兵庫県神戸市議会議長、坊恭寿様でございます。

全国町村会会長の広島県坂町長、吉田隆行様でございます。

全国町村議会議長会会長の北海道厚真町議会議長、渡部孝樹様でございます。

なお、全国知事会の平井知事におかれましては他の公務のため、後ほどウェブ会議で御出席をされる予定と伺っております。

それでは、意見聴取に移りたいと思います。

まず、各団体からそれぞれ10分以内を目安に御説明をいただきたいと考えております。全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会、全国市長会、全国町村会の順に御意見をお伺いし、最後に全国知事会から御意見を伺うこととしております。

また、事務局から発言の申し出がございましたので、事務局から説明をいただいた後、質疑応答・意見交換と順に行うこととしたいと思います。

まず、全国都道府県議会議長会の山本様からよろしくお願いたします。

○山本議長（全国都道府県議会議長会） 改めて、全国都道府県議会議長会の山本と申します。富山県からまいりました。今日は貴重な意見聴取のお時間をいただきまして、大変ありがたく思っております。

去る4月26日、三議長会で強く要請してまいりました地方議会の役割及び議員の職務等の明確化などを内容とする地方自治法改正案が成立いたしました。この調査会で昨年12月に岸田総理に提出した答申を踏まえたものでありまして、答申の取りまとめに当たりまして熱心に審議をいただきました市川会長、大山副会長、山本委員長をはじめ、専門小委員会の皆様方に改めて御礼を申し上げる次第でございます。

本日は、その地方自治法改正を踏まえました本会と各議会の取組について御紹介させていただきますとともに、総括的な論点整理案について意見を述べさせていただきたいと思っております。

初めに、地方自治法改正を踏まえた取組について、お手元の配付資料も御覧いただきながらお聞き取りいただきたいと存じます。本会は大正12年に創立されまして今年で10

0周年を迎えておりまして、7月には記念式典を挙行させていただいたところでございます。式典では、新たな100年に向けまして、真の地方自治の実現とさらなる都道府県議会の活性化を目指す決意表明として、資料の4ページのとおり、100周年宣言を採択させていただきました。今後は、採択いたしました5項目に沿って本会の取組を進めていくこととなりますけれども、本日は宣言事項のうち、地方議会の活性化のために特に重要と考えております主権者教育の推進と議会のデジタル化の推進について御紹介させていただきたいと思っております。

まず、主権者教育の推進についてでございますが、議会が地方公共団体の重要な意思決定をするといったこと、あるいは議員の活動について住民の皆さんの理解を深めて、関心を持っていただくことが何より重要だと思っております。せっかく改正していただいた内容を広く知っていただいて、議会の役割をお互いに確認し合うということが大事ではないかと思っております。本会では法改正の内容を周知するために、本会ホームページ並びに47都道府県議会のホームページで法改正の内容を紹介しているところでございます。

また先般、三議長会の会長で集まらせていただきまして、今後の地方議会の活性化策について色々とお話をさせていただきました。各議会が開かれた議会に向け、さらなる改革に努めるとともに、地方議会に対する理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すために主権者教育を国民運動的に進めていくことが重要ではないかといった観点、あるいは三議長会が連携しまして、先進的な主権者教育の取組を情報共有するとともに、教育関係団体などに今回の法改正を周知して、主権者教育の一層の推進を働きかけていくことなどが必要でないかというような意見が出されまして、こうした取組について連携をして進めていくことを確認したところでございます。

三議長会では早速教材を作成する教科書会社や学校の全国組織などに対して、法改正の内容について説明や情報提供を行ってきたところでございます。富山県議会では、議会改革推進会議を設置し、高校生への出前講座を実施いたしております。在学中に有権者となる高校生に対して主権者教育を行うというもので、教科書に書いたものを先生が説明するというような授業ではなくて、議員を直接身近に感じてもらうことによって、直接身近な議会というものを感じていただくということで取組をさせていただきました。今年で3年目になりますけれども、生徒たちの方にも、学校側にも、また、説明をする我々の側にも、色々な意味で活性化となる要素が働きまして、特に生徒たちには事前事後のアンケートを採っておりますけれども、いい効果が現れていることが実証済みでございます。

長い取組を続けていくことによって、この生徒たちが卒業した後、議会や自治ということについて、ああいうことがあったなということを将来にわたって思い出していただく瞬間に、いいことが起きていくのではないかということで、息の長い取組が大事なかなと感じております。

ほかにも色々やっておりますけれども、今後は先進事例の情報共有を進めるとともに、地方議会の役割を分かりやすく取りまとめたリーフレットの作成やシンポジウムの開催な

ど、私たち議員自らが積極的にこの活動に携わって、議会や議員の活動を伝えていって、子供たちの記憶に残る主権者教育を推進してまいりたいと思っております。

続きまして、議会のデジタル化の推進でございますが、本会では有識者の皆さんの御協力をいただきまして、議会のデジタル化やオンライン委員会の開催などについて報告書を取りまとめてきております。今年も2つ取りまとめをしたところでございます。

一つは、昨年12月答申でもその重要性が指摘されております住民自治を進めるための議会によるデジタル技術の活用に関する報告書です。本年11月には議員研究交流大会でこのテーマを取り上げまして、市議会や民間の方も交え、韓国からも事例紹介をいただくなど、議論を深めたいと思っております。

もう一つは、今回の地方自治法の改正によりまして、請願書の提出など、オンライン化が可能とされた議会に係る手続の対応に関する報告書でございます。来年4月の改正法施行に向けまして、各議会や住民の皆さんが円滑にオンライン手続を活用できるように、会議規則改正や運営に係る検討支援を行っているところでございます。

議会のデジタル化はそれ自体が目的ではなく、何のために誰のために誰が便利になるのかということをしっかり考えて、とにかく目の前にあることをデジタル化しようということにならないようにしていくことが大事ではないかと思っております。とても大事なツールでありますので、先を見据えたデジタル化ということがとても大事ではないかと思ひますし、そのために必要なのがデジタル人材ということだろうと思っております。多様な人格が参画するためにも、地方議会を活性化していくためにも、デジタルの活用というのは大事なことかなと思っております。

続きまして、総括的な論点整理案でございますけれども、同じくDXの推進の対応でございます。まずは地方公共団体のオンライン化、デジタル化の推進につきましては、議会と執行部の二元代表制という関係に留意しながら、1つの地方公共団体として住民自治の視点を持って一体的に進めていく必要があると思っております。要するに、議会は議会、執行部は執行部ということではなくて、一体としてほしいということです。

地方公共団体の手続のオンライン化については、執行部の方がデジタル手続法に基づき先行していますが、議会に係る手続については今回の地方自治法改正により可能となっております。今後、こうした法改正の際には、執行部と議会が歩調を合わせて取り組んでいけるように十分な時間を取っていただき、事前に情報提供や意見聴取をしっかり行って、地方議会の意見も踏まえて検討していただくことをお願いします。

地方公共団体のデジタル人材の確保や職員の育成、財源の確保についても議会単独では難しい面もございますので、国の支援を裏付けとして地方公共団体が一体的にDXを進めることが必要であります。

また、デジタル技術を活用した意思決定について、地方自治体の最終的な意思決定を行うのは議会の議決であり、あくまで人であるため、データの正確性や適切な指標の設定などに十分留意をしていく必要があるのではないかと考えております。

2点目は、地方公共団体相互間の連携及び協力、公共私連携について、地域コミュニティ活動の持続可能性向上について申し上げたいと思います。私の地元でも自治会運営がもうできないということで、自治会を解散するでありますとか、あるいは自治会の運営ができないので合併をしていくということが進んでおります。これはただ単に人が少ないとかということではなくて、自治意識の低下ということが根底にあるような気がしてなりません。ですから、デジタル化を進めることはとても大事なことでありますが、デジタル化によって、地方のコミュニティが持続可能になるかということ、決してそうではないと思っています。

ただし、重要なツールであることは間違いなくと考えておりますが、デジタルを使う側の意識、例えば地域回覧版みたいなものをつくろうとして、そこにお金をかけて何とかシステムにしようとするのですが、僕らの世代が聞くと、LINEのグループでいいのではないのというようなことがあったりします。要するに、よく実情を見たデジタル化を進めない、かえって遠回りになるような感じがしております。こうした多様な住民の参画を促す仕組みをつくって、横展開をしていかないと自治の意識が高まりませんし、コミュニティの持続可能性というのは高まらないのではないかと感じております。

3つ目は、非平時における国の指示権のお話でございます。コロナなどの対応につきまして、様々な問題が指摘されたことは承知しておりますし、私どもの県でも、もっと国の関わりを求めたいと思うところもあったのも事実でございます。しかし、新たに想定外を想定する非平時は非常に分かりにくいと感じておまして、非平時において国に指示権を付与することにつきましては、これまでの地方分権の議論からすると、重大な例外となるべきものである。このため、適切な手続を経て行使するなど、限定的に考えるべきではないかと思っております。

また、規模や能力に応じて市町村が処理する事務に対する都道府県の調整権につきましても、必要に応じて都道府県が調整できる制度と整理していくことが望ましいのではないかと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、全国市議会議長会の皆様、よろしくお願ひいたします。

○坊議長（全国市議会議長会） よろしくお願ひいたします。御紹介いただきました全国市議会議長会の会長を務めております神戸市会議長の坊恭寿でございます。

初めに、地方議会のあり方と地方自治法の改正についてであります。私どもからも一言お礼を申し上げたいと思います。地方制度調査会におかれましては、春の統一地方選挙に向けて地方議会のあり方について前倒しで調査審議を進め、昨年12月に答申を取りまとめいただきました。これを受けまして、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割及び議員の職務等の明確化などを内容とする地方自治法の一部改正案が本年4月に成立したところであります。答申の取りまとめに御尽力をいただきました正・副会長、小

委員長及び各委員の皆様方に心から感謝を申し上げます。

注目されました統一地方選挙におきましては、女性議員の躍進こそ見られましたが、全体的には低投票率や議員のなり手不足などの課題が依然深刻な状況となっております。資料4に選挙結果関係のデータを載せておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

全国市議会議長会では、例年秋に全国市区議会議員を対象といたしました研究フォーラムを開催していますが、今年は10月下旬に約2,500名が参加いたしました。「統一地方選挙の検証と地方議会の課題」をテーマに開催いたします。このフォーラムでは統一地方選挙の結果を徹底的に検証いたしましたして、改めて地方議会の課題を整理した上で、その解決に向けた今後の方向性を展望していきたいと思っております。

また、先ほど都道府県議会議長会会長からもお話がございましたけれども、三議長会では地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割や議員の職務等が地方自治法に明文化されたことを契機として、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の地方議会への参画促進の一助とするため、主権者教育に積極的に取り組むことといたしております。

特に近い将来に有権者となる小中高校生を対象とした取組が重要であると考えておりました。早速今月には公私立の学校関係の全国組織に対しまして、法改正を踏まえた主権者教育の推進について協力要請を行ったところでございます。現在、市議会議長会では、小中高校生を対象とした取組を先進的に実施しております市議会の具体的な事例を把握するため、全815市区議会を対象に、子ども議会・青年議会の開催、市議会議員による学校訪問など、小中高校生と市議会との交流に関わる取組事例を調査いたしております。11月上旬に開催する市議会議長会の理事会・評議員会等において、参考となる事例を紹介しつつ、主権者教育の一層の推進について、各市議会に周知徹底を図りたいと考えております。

また、なり手不足解消という意味では、若者や女性、会社員など、多様な人材の市議会への参加促進が重要であります。そのため、労働法制の見直しや厚生年金の地方議会議員の加入などが必要であると考えております。特に地方議会、国もそうですけれども、優秀な人材を集めるためには、退職金もない、社会保障も十分でないという環境を変えていかないと、この問題は解決しないと強く思っております。

それでは、本日の議題であります総括的な論点整理について意見を申し上げます。

第1に、デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応についてですが、人的、物的、財政的な制約が進む中で、基幹業務システムの標準化をはじめ、地方行政のデジタル化は不可避であると思っております。一方、このような標準化や効率化、集約化の流れが加速することにより国全体の統治システムが一元化・集権化することとなり、地域の自主性・自立性が後退していくのではないかと懸念いたしております。地方行政のデジタル化の進展と地方分権の理念、国と地方の関係は上下主従から対等協力ということと、地方自治の本旨との関係、すなわち地方行政のデジタル化は地方分権を進め、地方自治の本旨

にかなうものなのかについて、議論の大前提として基本的な考え方の整理をお願い申し上げます。

今後は、地方行政の分野においても、大量に蓄積されたデータを分析し、有効に活用しながら効果的な政策決定が行われることとなると思いますが、地方議会においてもデジタル技術を活用しながら市民との双方向のコミュニケーションを深め、多様化する民意の集約と市政への反映を図り、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割をしっかりと果たしてまいりたいと思います。

第2に、地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携についてでございますが、本格的な人口減少社会を迎える中で、それぞれの自治体において広範な行政サービスを自己完結型で展開することはますます困難となります。このため、地方公共団体相互間の連携・協力は避けて通れない課題ではございますが、地域や住民の利害や感情が絡むことが多いため、なかなか理屈どおりには進まない面もございます。連携・協りに当たっては、地域の事情を踏まえ、多様な方式を選択できるようにするとともに、コンセンサスを得るために丁寧な手続が必要であることを基本に考えていただきたいと思います。

地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携に当たっては、関係する住民の多様な思いや考えを的確に把握し、集約していく必要がありますので、住民自治を担う地方議会としても、その役割をしっかりと果たしてまいりたいと思います。

第3に、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応についてですが、大規模災害や感染症など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、現行の個別法では的確に対応できない場合に備えて、あらかじめ国と地方公共団体、地方公共団体間の関係に一定のルールを定めていくことは合理性があると考えます。

しかしながら、このような非平時における国の地方公共団体に対する指示権の創設は、関係する地方公共団体の自主性・自立性と抵触することは必然となります。したがって、国の指示権につきましても、その発動の要件を厳格に規定するとともに、発動する際には関係する地方公共団体との協議や意見聴取の手続を設けるなど、緊急性と適正手続の双方に目配りをした仕組みを設ける必要があります。一方的、強権的な権限の行使により、地方側に混乱や不信を招くと、結果的に国の指示権も有効に機能しない恐れがありますので、慎重な制度設計が必要であると考えます。

最後に、指定都市の立場から1点申し上げます。指定都市は、規模・能力の点で都道府県と遜色がない点を踏まえますと、国の指示権の発動に当たっては、都道府県経由ではなく、地域の実情を踏まえ、国が指定都市と直接やりとりする仕組みを設けるなど、特別な配慮をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、全国町村議会議長会の渡部様、よろしくお願ひいたします。

○渡部議長（全国町村議会議長会） 全国町村議会議長会会長で北海道厚真町議会議長の

渡部孝樹であります。このたびは発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、先の通常国会において三議長会が強く要請しておりました、地方議会の役割や議員の職務の明確化などを内容とする地方自治法の改正案が成立いたしました。こちらは昨年12月の本調査会における地方議会のあり方の答申を踏まえたものであり、取りまとめに御尽力いただきました市川会長をはじめ、各委員の皆様にご心から御礼を申し上げます。

続いて、本日の議題の総括的な論点整理案について申し上げます。

第1に、デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応について、地方行政のデジタル化は必要不可欠であり、地方議会においてもデジタル技術を活用し、地域の複雑化・多様化する民意の集約と政策への反映等を図ることによって、住民自治の根幹をなす地方議会の役割を引き続き果たしてまいります。一方で、デジタル人材の確保は小規模町村や職員の少ない議会事務局にとって喫緊の課題であり、外部人材の確保等について支援の拡充・継続が必要であると考えております。

第2に、地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携について、多様な人材が参画し、住民に開かれた地方議会の実現を図るためには、全ての項目が重要なものだと認識しており、町村の実情等も踏まえていただき、議論を深めていくことが必要と考えます。

第3に、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応について申し上げます。まずは非平時における国・都道府県・市町村の関係及びそれぞれの役割について明確に整理することが重要であると考えます。その上で、国の地方公共団体に対する指示権について、その行使に当たっては要件を厳格化するとともに、関係する地方公共団体との協議の仕組みを設けるなど、地方公共団体の自主性・自立性を十分尊重した制度設計が必要でないかと考えております。

次に、町村議会に関連して、議員のなり手不足の状況と対策等について申し上げます。資料5の1から2ページを御覧ください。先般の統一地方選挙では、前回の統一選挙と比べて立候補者数が定数に満たない、いわゆる定数割れが8町村から20町村に、無投票当選者数の割合が23%から30%になるなど、町村議員のなり手不足は一段と深刻な状況です。私の地元の北海道では11町村が定数割れとなり、このままでは議会そのものの存続が危ぶまれ、地方自治の根幹を揺るがす事態となっており、私も強い危機感を持っております。

こうした状況を受け、私どもといたしましては、本調査会において昨年12月に出されました地方議会のあり方の答申や、今般の地方自治法改正の趣旨を鑑み、町村議会の活性化や議会活動の見える化等を図ることによって、住民の関心、理解を深め、多様な人材が参画する開かれた町村議会を実現するための環境を総合的かつ早急に整備することが重要な課題であると考えております。

こうしたことから、資料の3ページのとおり、本会では議員のなり手不足解消に向けま

して、学識者及び現役・OBの町議会議長等で構成された「町村議会議員のなり手不足対策検討会」を本年7月に発足いたしました。本検討会において、なり手不足の要因の分析や、その解消に向けた対策等を報告書として今年度内を目標に取りまとめ、公表するとともに、全ての町村議会議員への配付を予定しております。

また、こうした取組に加えまして、議員のなり手不足解消を図るためには、町村議会議員の低額な報酬の改善にも継続的に取り組む必要があります。令和4年7月1日現在の町村議会議員の平均報酬月額約21万7000円であり、これだけでは家族がいた場合、生計維持が難しいほどの低水準となっており、なり手不足の一因になっているものと考えられます。議員報酬の額は条例で定めることとされていることから、各町村議会において議会・議員がどのように住民福祉の向上に取り組んでいるか、活動内容を明確に示すこと等を通じて住民に対する説明責任を果たしながら、自主的に決定する必要があります。

こうしたことから、資料の4から5ページのとおり、本会はこれまでも学識経験者に研究を委託し、各議会が議会・議員の活動内容を明確に示して、議員の活動量と首長の活動量・給与との比較により、議員報酬額を算定する考え方などを、町村議会の参考に供してまいりましたが、今後も議会の活性化に資する先駆事例の情報提供を行うなど、議員報酬の改善に向けた支援を引き続き実施してまいります。政府におかれましても、町村に対する一般財源の総額をしっかりと確保していただくなど、議員報酬を引き上げやすくするための環境整備を図っていただきますようお願いいたします。

地方議会のデジタル化の促進について、現在オンライン会議による委員会の開催やインターネットを活用した議会中継など、様々なデジタル化への取組が行われております。また、今般の地方自治法改正により、議案や請願などの議会に係る手続のオンライン化が可能となりました。これを受けて、本会ではオンライン化に対応した「標準町村議会会議規則」等の改正の検討を進めており、町村議会の参考に供する予定です。加えて、町村の先駆的な取組を集めた「デジタル技術活用事例集」を刊行し、町村議会へ配付するとともに、本会主催の研究会等でデジタル導入をテーマとした講義を実施するなど、デジタル技術活用の推進に向けた取組を行ってまいります。政府におかれましても、町村議会におけるデジタル化に向けた環境整備について技術的・財政的な支援をお願いいたします。

さて、これまで議員のなり手不足解消や議員の活性化及び議会活動の見える化などを促進するための取組について述べてまいりましたが、これらの実現を図るためには、地方議会の役割及び議員の職務を明確化した地方自治法の改正も踏まえ、住民の町村議会に対する関心・理解を深め、多様な人材の参画を促すための取組として主権者教育の推進が重要となります。三議長会において密に連携を図りながら、主権者教育を国民運動的に進めることを目的として、主権者教育に関する好事例を各議会へ提供するなど、地方議会における取組を積極的に促してまいります。政府におかれましても、主権者教育の一層の推進を図るため、各議会や三議長会の取組等に対する支援をお願いいたします。

結びとなりますが、本会においては、去る7月12日に「議会の機能強化及び多様な人



材を確保するための環境整備に関する重点要望」を決定し、ただいま申し上げました項目を含め、政府・国会に対する要望を掲げております。今後、議会制度の具体的な検討に当たりましては、私ども現場の声を十分踏まえていただき、その実現に向けて前向きな議論をお願いいたします。

私からの発言は以上であります。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございました。

続きまして、全国市長会の立谷様、よろしくをお願いいたします。

○立谷市長（全国市長会） それでは、発言させていただきます。

まず、今回のヒアリングに当たって全国の市区長さんたちからの意見を別紙で皆さんにお配りしております。とても全部紹介しきれぬものでありませんので後ほどご覧ください。よろしく申し上げます。

まず、DXについての対応でございますけれども、我々はマイナンバーカードの取得に相当な労力を割いてきました。相馬市は全戸訪問という究極な方法を採用しまして、おかげで保有枚数は八十数パーセントまで行っておりますが、問題は、マイナンバーカードが今後、地方自治にとって、あるいは住民福祉にとってどういう形で有効になっていくのか、まだまだ色々考える余地があります。セキュリティの問題もあろうかと思いますから、DXについては地域の実情を踏まえて、しっかりと対応していただきたいということでございます。

それに加えて、デジタル化を進めるに当たって、その担い手となる人材不足の問題があるのです。これは大学の教育の問題もありますし、首都圏と地方の格差の問題もあります。色々な問題がありますけれども、地方で人材不足の不安が深刻化しているという現実もあるわけです。都道府県で当面の人材を確保して市町村を支援する形にされたことは大変評価したいと思いますけれども、さらにこの人材育成という問題について掘り下げて考えていただきたい。

次に、バックヤードのデジタル化につきましては、基幹業務システムの標準化の方向で進んでいるわけですが、深刻な問題として、令和7年度末までに、果たして全ての基礎自治体が間に合うのか不安だという声もありますので、移行期限については柔軟に対応していただきたい。また、移行経費について、国の基本的な政策ということですが、各自治体の試算では国の補助基準額の上限を大幅に超過する見込みでございます。これは全額国庫補助でしっかりと確保していただきたいということを、この際をお願いいたしておきます。なお、セキュリティの問題でございますけれども、セキュリティは国主体で進めるべき問題ですから、どのようなクラウドという形になるか、そのサーバーがどうなるか、これは国の方でしっかりと管理していただきたい。

次に、地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携というテーマでございますが、自治体間の連携については自治体の自由裁量の下に、防災協定など、様々な取組を行っておりますから、しっかりと進めるように支援していただきたい。

また、小規模自治体の技術職員の不足、デジタル人材も、土木技師なども不足しているのです。都道府県が技術職員を確保して市町村に支援することを強力に推進していただきたいということを前からお願いしてきましたけれども、再度申し上げます。

また、公共私の連携という観点で、団体間の連携について、プラットフォームという言葉が先走るのです。プラットフォームとは何かということを考えてときに、私は言葉に酔ってはいけないと思うのです。団体間の連携は色々なやり方があるかと思えます。プラットフォームという言葉で統一することはとてもできないというのが、私が今まで市長をつとめてきた経験です。

なお、相馬市は震災の後に造った公共施設は、全てNPOが管理しています。そのNPOの設立については市が非常に強く関わっているのです。NPOの中には様々な団体もあるわけですから、ある程度市区町村、基礎自治体がいかりと監視・管理した上でやっていかなくてはいけないことになると思えます。そういった意味では、基礎自治体の裁量に任せる部分を大きくとらえていかないと、なかなか難しいのではないかと。

次に、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応です。これは新型コロナウイルス感染症の流行で随分浮き彫りになったかと思えます。色々な問題を経験いたしました。そういう中で、個別法が想定しない事態における国の役割は大きな議論のポイントになってこようかと思うのです。

ここで補充的な指示権をどうするか、大分議論になっているかと思えますが、この点については慎重に議論を進めていただきたいと思うのです。現場を預かる我々市区長とすれば、この点については慎重な意見が随分ある。補充的な指示権との関連で、例えば新型コロナウイルス感染症の流行の際に、各市区長たちが自分の地域の感染状況などの実情を把握することができなかった。これは我々市長会として厚生労働省と随分調整し、市区長たちに新型コロナウイルス感染症の感染者情報が届くようにするべきだということになったのですが、実際はなかなかそういかなかったのです。そうすると、うわさが出てそれを市区長が否定することができない。そんな事態も起きました。

したがって、国・都道府県・市町村の間、あるいは市町村間で相当緊密な情報が取れるように、例えば新型コロナウイルス感染症対応では隣の町の感染状況も関係がありましたから、非常に重要なことだと思っています。

なお、指定都市も市長会の一部ですから、指定都市から権限移譲について強い申し出がございます。先ほど坊議長の方からも話がありましたけれども、権限移譲についても十分検討していただきたいと思えます。

また、先ほど補充的な指示権との関連では、災害や感染症のまん延の際に、国が市町村から情報をどのように取るのか、我々はどこまで出す義務があるのか、このことによって市町村が混乱しないようお願いしたい。報告を義務づけられる範囲がどこまでなのかということは慎重にお考えいただきたいと思っています。

また、例えば災害基本法において、要請があった場合は職員を派遣するとされているの

ですけれども、現実的に派遣できない事情もあるわけです。

今回、福島県のいわき市で大規模な床上浸水が発生したのです。いわき市長から福島県市長会長、つまり私のところに職員派遣の要請が来ました。いわき市長と直接話して、福島県内の全市に職員を2人ずつ派遣するよう指示をしたのですが、相馬市の隣の南相馬市が被害を受けていて職員派遣はできないということになるのです。このように各市区の事情によって違ってきますから、画一的なルール化については非常に難しい問題があります。市町村の実情を踏まえた上で、派遣要請に応じて柔軟に対応することが必要であります。これは市長会として全体的な懸念でもありますので、制度化する際には、重々そのことを踏まえてお願いしたい。

市長会からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、全国町村会の吉田様、よろしく申し上げます。

○吉田町長（全国町村会） 全国町村会長、広島県坂町長の吉田でございます。今回から委員として参加をさせていただきます。改めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

総括的な論点整理案について、町村の立場から意見を述べさせていただきます。

初めに、デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応についてでございます。現在、町村において地域の課題解決と業務の効率化等を図るため、行政のデジタル化に取り組んでおりますが、標準準拠システムへの移行については、システムを構築する事業者が見つからないなど、円滑な移行に支障が生じている町村もございます。

また、移行経費に関しましても、現在の補助金では足りないといった懸念が示されています。私の広島県の調査では、県内9町いずれも標準準拠システムへの移行経費がデジタル基盤改革支援補助金の上限額を大幅に超えている状況となっております。

論点整理案では、移行にかかる環境整備や必要な財政支援をはじめ、自治体に対する国の積極的な支援の必要性等に言及をされています。国においては、人的・財政的に厳しい状況にある町村の実情を考慮し、現場の不安や懸念を解消するような取組を進めていただくようお願いをいたします。

デジタル化の前提となる光ファイバー等の情報通信基盤につきましては、都市部と地方で格差が生じないように、国が責任を持って整備を加速し、必要な財政支援を拡充・継続していただくようお願いをいたします。

また、論点整理案では、自治体に対する情報セキュリティー対策の方針策定と実施義務を課すことが示されています。サイバー攻撃によるシステム障害等が増加している中で、このような対策は重要でございますが、検討を進める際は自治体の実態を把握した上で、地方の意見を十分に聞くなど、丁寧な対応をお願いいたします。

次に、地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携についてでございます。人口減少が深刻化し、公共施設の老朽化や専門人材の確保が難しい状況にある町村において、行政サービスを安定的に提供していくために、都道府県や近隣の自治体と連携し、広域で

の人材活用や施設の共同利用を推進することは重要であると考えております。こうした連携・協力関係の構築につきましては、国からの押し付けではなく各自治体の自主性・自立性が尊重される制度となることを強く要望いたします。

また、地域の未来予測についてでございますが、既にそれぞれの自治体が総合計画等を作成し、目指すべき地域の将来像を描き、住民と共有しています。国からの計画策定等を一律に義務づけることの弊害が指摘され、見直しが図られる中で、地域の未来予測の作成についても、それぞれの地域に無理強いすることのないようお願いいたします。

次に、国民の安全に重要な影響を及ぼす事態への対応についてでございます。論点整理案では、大規模災害や感染症のまん延等による非常事態が発生した場合、国民の生命や財産を保護するため、国が自治体に必要な指示を行えるようにすることが論点として示されています。非常事態への対応は基本的には個別法、またはその改正等を通じて行われるべきであり、地方自治法に個別法の想定外の事態に備えたルールを規定する際は、あくまで補充的なものとして行い、その範囲も限定すべきであると考えます。

また、災害発生や感染症のまん延時には、都道府県と市町村間の迅速な情報共有と連携・協力がとりわけ重要でございます。現場の状況に即した対応ができるよう、国が関与、または調整については、その前段階において都道府県と市町村が双方の意見を聞くなど、十分な調整を図った上で行うような仕組みづくりをお願いいたします。

以上、総括的な論点整理案についてポイントを絞って申し上げましたが、今回検討されている内容には大きな制度改正を伴うものが含まれており、自治体への影響が大きいため、今後も地方の現場の意見等を十分に聞いていただくようお願いをしておきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、平井知事は、まだ入られていないようですので、事務局の方の説明を先にさせていただきます。

○田中行政課長 資料6、資料7につきまして事務局から補足で御説明を申し上げます。いずれも市川会長に対しまして提出されました提言・要請でございます。

まず、資料6からでございますが、関西広域連合・関西経済連合会からの提言ということでございまして、総括的な論点整理で申し上げますと、大都市地域における都道府県の区域を越えた連携についてのテーマと認識をしております。御覧いただきますと、関西圏について東京圏と同列で議論されるべきであるということ。

それから、2の方が具体的なテーマでございまして、総括的な論点整理の中では、東京圏において圏域として一体的な対応を確保する手法として3つ挙げられておりまして、関西広域連合のように圏域の水平的な調整を行う枠組み、国が都県を越えた圏域の調整の役割を果たす枠組み、都県と国が協議によって調整を行う枠組みの3つが例示されているわけです。まず、この指摘としましては、こういった枠組みは平時から機能させていかないと、平時からプラットフォームを構成する各主体が連携していかないとまくいかな

い。関西広域連合のように都道府県を超えた圏域の水平的な調整・枠組みについての議論を進めるべきであるとされており。その上で、国との協議の相手方と位置付けることはじめをとして、関西広域連合が担う役割を抜本的に拡充することによって、東京圏をはじめ、全国的に広域行政ブロック単位の広域連合の設立を促していくことこそが現実的なアプローチではないかという御提言でございます。

資料7、指定都市市長会からの要請でございます。この点につきましては、市議会議長の坊議長、それから、市長会の立谷会長からも言及がございましたけれども、下線部を御覧いただきますと、非平時における指示権につきましては、自治体の自主性・自立性を尊重する観点からしますと、行使する際の要件を絞った上で法律に定めるなど、極めて限定的なものにすべきである。この際に議論されている地方制度については、国家的な危機の発生時において基礎自治体の現場力と大都市の総合力を併せ持つ指定都市が役割を十分発揮できるものにする必要があるのだということを指摘しております。

裏を御覧いただきますと、具体的には1点目につきましては、立谷会長からも言及がありましたが、指定都市への権限・財源の移譲についての提言でございます。非平時対応に関連する道府県知事の権限・財源の適切なものを希望する指定都市に移譲することとされております。2でございますが、国から自治体への指示権についてです。非平時とされる事態を明確にするとともに、地方自治体の自主性・自立性を尊重する観点から行使する際の要件を絞った上で法律に定めて、行使に当たっての適正確保のため、慎重な手続を設けるなどの極めて限定的かつ厳格な制度なりを慎重に検討することとされております。

また、最後のところでございますが、ここは坊議長からも御指摘がありましたが、国民全体への貢献に寄与するためにも、国からの指示権の客体は都道府県のみではなくて、地域の事情において指定都市も加えるとされていることを御紹介させていただきます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、全国知事会の平井知事が今入られましたので、御紹介をさせていただき、そして、御意見を伺いたいと思います。全国知事会副会長の鳥取県知事、平井伸治様でございます。それでは、平井様からよろしく願いいたします。

○平井知事（全国知事会） 本日は、市川会長様、また、大山先生、そして、山本先生をはじめ、先生方にこのような地方六団体の意見を聞いていただく時間を取っていただきまして、誠にありがとうございました。本来であれば、そちらにお伺いをしまして御説明をしなければならないのですが、ちょうど今、県議会の本会議が終わったところでありまして、ちょうど一般質問等の最中でございます。そういう意味で、今日はネットで御参加申し上げることをお許しいただきたいと思います。

各団体の方からも色々な御意見が出たと思います。是非お聞き取りいただければと思います。若干重複するところもあるかと思いますが、知事会なりの考え方を資料1としてお示しいたしておりますので、どうかよろしく御覧いただければと思います。

私自身、この間、9月2日をもって知事会長の退任をさせていただきましたが、今の村井新会長の方から副会長だとか、若干色々なポストをそのまま残されておりまして、地制調の方も今回、また継続してこの任期を全うするように申しつけられたところでございます。いわば閣内残留のような形になっていまして、あまり大きく変わってなかったということでありまして、ただ、下支えしながら、これからも知事会の一翼を担ってまいります。また、各団体の会長さんにもよろしく御指導いただければと思います。

この資料1に沿いまして、こちらの方の論点を若干書かせていただきました。

まず、デジタル・トランスフォーメーションについてであります。意思決定についてです。AIなどの先端技術の活用ということは、どこの自治体も今手がけつつあります。ただ、心配なのは本来民主主義とか地方自治といった場合に、人間が決めるべきこと、また、各有権者の皆さん等がおっしゃる意見に基づいて議論を進めなくてはいけないわけでありまして、ネット上の見識だけで政治・行政が動いていいというものではないと思います。

いわば倫理の問題がどうも大きく欠けているのではないかなという問題意識がありまして、そうした使い方の問題、使う技術としての巧拙のことが盛んに議論をされますが、そもそもこういう場面では活用すべきだけれども、こういう場面では止めたほうがいいのではないかというようなことはあると思うのです。そういうようなことを一つここに書いております。

それから(2)といたしまして、デジタル化の共通基盤・共通機能についてであります。マイナンバーについて今見直し、チェックということが、特に都道府県は全都道府県が対象になっていまして、しているところでございます。こういうものについては、国としても十分ひもづけの誤り等、システムのにも解決できる場所もありますし、そのための費用負担ということがあったりするかと思います。是非それを国で考えていただきたいと思えますし、同じようなことにならないようにするためには、手作業でやらなくて、システム上で解決するように持っていったりということが必要なのです。

市町村の皆さんは御自分のところに住基台帳があります。都道府県は基本的にあまりそこに直接ひもづけていないということがありまして、今回47都道府県は全部チェック対象になったということでもあります。こういうような課題を、是非これからのデジタル化、特に行財政改革をデジタルでというお話もありますが、国としても十分財政措置も含めて、運用について考えていただきたいということです。

(3)は、そうした人材が特に東京圏に偏っているというのが正直な統計データでありまして、そうしたものが地方部におきましても活用できるようにしていただきたいということです。

それから、IIであります。ここから先は主要な論点かと思いますが、地方公共団体の連携・協力についてで、1の(1)であります。市町村の広域連携について、これは都道府県も専門的・広域的に包括団体として必要な支援を行うことは皆賛成であります。また、

都道府県と市町村の間でも共同利用ということがあるのではないかと思います。用意したペーパーでは市町村間の話だけ書いてありますが、例えば鳥取県もこのたび米子市と一緒に行政庁舎を造りました。そういうことは地方ではあり得ると思いますし、そういう垣根を立てるべきではなくて、せつかく表現するなら市町村間だけでなく、そうした広域団体との間も含めて考えていただいてもいいのではないかと思います。

それから、次の未来像、未来予測についてであります。これについても都道府県によるデータの提供、助言などの支援、そして、国としてノウハウを持つ職員の派遣等々、こうした強化策を採っていただきたいということです。

2番の方で公共私連携ということですが（1）地域活動のコーディネーターを担う中間支援組織、こういうものの支援策を是非考えるべきではないか。また、地域コミュニティ活動についてもデジタル化をして合理化をしようというお話もあります。これ自体は賛成なのですが、今、地縁団体、自治会とかの機能低下が実は叫ばれていまして、加入者も減ったりする。そういうようなことがありますので、アプリなどを利用して便利にする片方で、そうした人材、あるいは地域の組織、コミュニティ醸成の大切さも同時に推進していただく必要があるのではないかとこの論点であります。

その次、Ⅲのところ、国民の安全に重大な影響を及ぼすような非平時とも言われるような事態、こうしたことへの対応についてであります。

1の（1）個別法が想定しない場合の一般的な仕組みをつくることについては、県議会議長会の方でもお話があったようではありますが、地方の自主性や自立性というのを十分に尊重することも考えた上で、制度設計を議論していただきたいということです。

また、2番目の○であります。感染症対策やパンデミック対策、こういうことを我々はこれまで4年間やってまいりました。それで、若干の違和感があるところがございます。それは全て国からの指示だとか、上から下へのベクトルでペーパー全体がつくられている感があるのですけれども、実際に携わった私たちからすると、感染は実は霞が関や永田町で起こっているわけではなくて、それぞれの地域でマイクロに起こっているのです。それが見えて、初めて対策が分かる、分析ができるということです。

ですから、そうした地方公共団体の現場の方こそ、そうした政策を主導するようなやり方でないと、うまくいかないということだと思っています。あまり言いたくはないですが、うまくいっていない例が今回もたくさんあったと思っています。それは国の立場で見える自治体、見やすい地域、それから、報道されている事象のみに焦点が当たって、感染症の広がり、そのメカニズム全体に目がいけないのです。それが効率的な政策立案や事業執行を妨げた面があるのではないかと思いますので、こういう逆のベクトル、現場から国へというベクトルも考えていただきたいということです。

それから、その後の○もそういうことありまして、そういう意味で、いわゆるネットワーク型で国や色々な関係主体が協力し合いながらやっていく仕組みというのが、本来有効なのではないかということです。

それから、個別法の指示権については閣議決定の前に協議する仕組みであるとか、それから、大都市と地方部の違いもあるので、全国一律というのが正しいかどうかという疑問もございます。

また（２）の大都市圏との関係でありますけれども、都道府県境を超える緊急的な取組というのは有効だと思われれます。特に関西では広域連合がありまして、こういう仕組みを活用してはどうだろうかということです。

それから、２番目、情報共有・コミュニケーションの仕組みということですが、国・地方の協議、これは今回のコロナ、あるいは子育てなどで色々と場ができたことを評価しております。是非そうした場を充実していただき、国・地方協議ということさらさら積極的に展開できるようにしていただけないだろうかということです。また、細かい通知や事務連絡などがありますが、こういうものも受け手の側の環境ということも考えて展開をしていただきたいということです。

あと、３番は、例えば医師や看護師の派遣などが典型的に今回ありました。それを一般ルール化するという事はあっていいと思います。それに合わせて、逆に国立の病院など、国がコントロールしやすい機関もあるはずで。そうしたところの応援派遣ということも地方の現場の方に回すなどして、先ほど申しましたようなネットワーク型の対処が危機管理の中でできるようにしてはどうかというような提案であります。よろしく願い申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、地方六団体の皆様から御発言をいただきました。

それから、事務局からも説明がございましたので、これらに関しまして御意見等がございましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

牧原委員、お願いします。

○牧原委員 貴重なお話をありがとうございます。知事会、全国市長会から、特に非平時の指示権について、地方から国へ色々なコミュニケーション、あるいは情報をしっかり上げ、国が受け止めてほしいというお話だったと思います。

知事会の御提案についてお伺いしたいのですが、実質的に協議を行える場をつくってほしいというお話だったと思います。コロナ対応の際の国地方間の色々なやりとりの中で、厚労省だったと思うのですが、知事会とは打ち合わせたと、しかし、その後一部の知事から非常に強い反論が出た、知事会に事前に連絡をしたのにというやりとりがあったと思うのです。

ですので、私も国と地方の協議の場のような連絡の場があるに越したことはないのですが、現実にはどのように知事の方々の御意見を国とすりあわせればいいのか。特に非平時で一般的な権限行使となると、非常に緊急性が高い場合が多いと思うのですが、うまく知事の方々の御意見を吸収する仕組みがあるのか、あるならどのような仕組みなのか、お考えがあれば伺いたいと思います。



○平井知事（全国知事会） 今回のコロナのとき、若干そうした、多分5類に移る前提のときの例の色々な緩和の問題のときだと思います。オミクロンになりまして、大分やり方が変わってきたわけです。それを全部数え上げていたらきりがなし、いい加減仕事のやり方を変えようという時期でありました。

あのときもそうなのですが、基本的には知事会は一定の機能を持っていると御理解いただいて結構かと思います。私自身も当然当事者でやっていましたが、奈良県で皆で議論したとき、ああいう要望をしようとまとめたのです。これは間違いなく事実でありまして、そうした後、今度はそれが始まったとき、実は国から出された制度設計に問題もあったのです。このことを今日はオープンの場合なのでしょうから、どこまで言っているのかよく分からないのですが、なかなか飲めないところも実はある中で、逆の打ち返しが来たということがありまして、それを一つのきっかけにして足並みが乱れた感がありました。

それで、水面下では大分調整を図ろうと厚労省ともやりました。実際に最後の出口を御覧いただければ、秋に全部移行したときには、きちんと全部が移行しました。この辺の過程の議論は知事会も47人いて、そうそうまとまるわけではないわけです。色々な考え方の人たちや色々なバックグラウンドがあります。ただ、おおむねこの点はまとまって、交渉もして、その方向性自体は間違っていないのですが、個別のアプリケーション的なところで乗れるもの、乗れないものが出てきた関係で、あのように見えたということであります。

ですから、チャンネルをつくるとしたら、都道府県を束ねたチャンネルというのが私は有効だと思います。あるいは全都道府県を相手に国で調整をしていただければ、それでも結構かと思います。ただ、おそらく今回は我々知事会の方でまとめたことは、あの一件以外は全部きれいに動いていたと思います。

原因は、実は双方向のコミュニケーションなので、知事会側に全ての問題があったわけではないのですが、ただ、個別の知事、正直に言うとあれを言い出したのはある市長なのです。ある市長さんが最初に言い出して、それに呼応して別の知事がまた議論に乗った感がありまして、それをメディアが取り上げて、いかにも不協和音になってしまったのですけれども、本来は皆さんが同じ方向を向いていたと考えていただいて差し支えないので、やはりチャンネルはどこか、知事会なり、市長会なり、そういうようなベースを考えながらやったほうが、国のシステムとしては設計がしやすいのではないかと思います。

○牧原委員 ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、太田委員、お願いします。

○太田委員 貴重なお話をありがとうございます。太田でございます。

おそらく市長会長と知事会長、それぞれから教えていただければよろしいかと思います。ただ、何人かほかにも触れられた方がおられたので御意見があればお伺いしたいと思います。両方とも牧原委員がおっしゃった非平時の問題に関わります。

1点目は情報共有、それから、共有の前提として、知らせるところがある部分でございます。指示権を実際に行使するにせよ何にせよ、まず、情報を共有して相手の状況が分かっていないといけないので、情報共有が重要なところになるのは、そのとおりであると思うのです。ただ、問題は、国が現場の状況を把握するためには、現場から国に情報が行っていないといけないのであって、とすると、地方公共団体の方から報告なり届け出なりの形で全部しゃべっていること、つまり必要な情報が全部伝わって、全員が共有している、都合の悪いことも含めて隠し立てはしていないのだということが必要になります。

情報提供を義務づけるというのは、全部しゃべらないといけない地位に置かれているということを基礎付け、お互い信用できる状態にするための重要なツールであろうと思うのです。隣がどういう状況かというのは、隣がちゃんと国とか自分に言ってくれていないといけない。そういう前提の下で、情報共有を一方で重要視しつつ、報告義務とか、そういう部分について警戒的な態度を取られると、これはどういうことかなと、どこら辺でバランスを取るのかなという感じがしますので、そこを補充していただければというのが一つです。

2点目は、何人かの方から、指示権を行使するときに協議を経ることを求めるという御提案がありました。多分、この委員会の委員においても指示権は限定的・例外的なものであるし、慎重な手続のもとで行使されるということは共有されている。ただ、協議の部分については明確には議論していないだろう。ただ、今回のコロナの緊急事態宣言にしてもまん延防止措置にしても、申請を受けて初めてやるわけではないのですけれども、いきなり闇討ちをするというのは事実上考えられない。指示をしたら、それがある程度機能するためにも、効果的な指示を行うためにもコミュニケーションはある程度必要だろうと思うのです。

そのときに、協議という手続をフォーマルに入れるというのは、協議してまとまらないけれども、指示をするという、まとまらないけれども、国としては黙っていられないので指示をするということを甘受されるということでしょうか。どうも御提案を聞いていると、同意を要する協議という専門用語がありますが、協議がまとまらないと行使できないという手続を想像されているのだろうかという印象も受けました。でも、それは多分緊急事態のものとしては、やや形容矛盾なところがあると思います。同意して動くのだったら、指示しないでも多分市町村も動くだろう。

そうすると、この協議という手続を入れるという御提案の背景にあるのは一体何なのかというところに疑問が残ります。要するに、まとまらないとしても、意見を聞いてくれ、まとまらないが国の責任でやるなら、指示されたら指示されたとおりに動くということなのか、それとも拒否権を与えろと言っているのか、そこら辺はどういうおつもりなのか、可能であれば明確にしていいただければ幸いです。

この2点でございます。

○山本委員長 それでは、荒見委員からもいただいて、それでお答えをいただこうかと思

います。それでは、荒見委員、お願いします。

○荒見委員 名古屋大学の荒見と申します。貴重なお話をどうもありがとうございました。

私もいくつかあるのですけれども、1点目は、今、太田先生がかなり詳しくおっしゃっていたので私の質問は蛇足かもしれないのですが、コミュニケーションのところですか。非平時の話で、情報をどの程度出すのかという話で、今、平井知事のお話だと、現場から国へというようなボトムアップでという話があったと思うのですけれども、立谷市長のお話だと、どの程度出すべきなのか、どれぐらい出すべき、どこまで出すべきなのかを考えてほしいというところで、知事会と市長会とスタンスが少し違うかなという印象を持ったのです。

お伺いしたいのは、実際に円滑に方針を決めていくという中で、一般の自治体にとって、どのくらいであれば情報を出すことが負担ではないのかというか、逆に、どれぐらいまでなら出しやすいのかとか、そういうあんばいがあるのかどうかというか、そのことをお伺いしたいと思います。

2点目は、これも市長会関係になりますが、お話の中で、場合によっては指定都市も非平時のときに指示権の対象にするというような、そういうお話があったと思うのです。今、知事会のほうから地方との協議の場を活用していこうという話があったと思うのですけれども、指定都市ももし客体に加えるとしたら、そうした国と地方の協議の場にも指定都市も入って行って、例えば知事会の中に指定都市も入って行って、そこで一緒にみんなでもとまるようなチャンネルになるつもりなのかというところまで想定しているのかというところをお伺いしたいです。

3点目は、非平時の人の派遣の話があったと思うのです。これも面白いなと思って伺っていたのが、もちろん国がコントロールしやすいところは、自治体の方から派遣の要請があったら積極的に出していくようなこと、そういうのは進めていきやすいと思ったのです。

他方、これも立谷市長にお伺いになるのですけれども、福島県のいわき市の床上浸水の際の支援の要請の話がありまして、要請に応えられない地域もあったという話があったと思うのです。これまで考えている議論だと、出さないところは出せないで多分いいという方向になるのではないかと思うのですけれども、あえて出せないところは出せないのを認めてほしい、というような場合というのは、逆に言うと、国から要請が出ると、それだけ出せないのに無理くり出さなくてはいけないような状況に追い込まれるように自治体側から感じてしまうようなものなのか。その辺のどういふときだったら出せる、どういふときだったら出せないというのは、自治体が主体的に決めればいだけのような気がしてしまうのですけれども、どのように自治体の側で受け止めになっているのかというのをお伺いしたいです。

4点目は、どちらかという町村の方々にお伺いしたいです。公共私連携について、公共施設の集約に関しては特に自治体間の連携が求められるという話だと思うのですけれども、お話にもあったとおり、なかなか現状、今の国がつくっている制度だけだと、連携

の仕組みがそんなにうまくいっている事例も少ないように思います。具体的にこういう制度があったらいいとか、どの辺が変わると、もっと連携が進むのかという地域の感情みたいなものをうまくこうまとめていくのに、何か制度的なもので必要なものは今以上にあるのかどうかというところをお伺いできればと思いました。

以上4点です。よろしくお願いします。

○山本委員長 最後の点は町村会ですか。

○荒見委員 町村会です。

○山本委員長 分かりました。

それでは、知事会、市長会、町村会の順にお答えをいただければと思います。若干数が多くなっています。特に市長会のところは少し多くなってしまうかもしれません。申し訳ございません。

それでは、平井様からお願いします。

○平井知事（全国知事会） 太田先生、荒見先生の方からお話をいただきました。

まず、共通してありましたのは情報共有のことが一つあったかと思います。これをどのように共有するかということなのですが、それはおそらくそんなに大きな、地方側の方でここを排除するだとかということでは多分ないのです。どちらかという、今回の危機管理のパンデミックのことから言いますと、それに対応する能力がない現場になってしまったところが出てきていました。

ですから、それを情報共有しようにもなかなかできないという事情の中で、実は国は結構細かい情報を求めるところもあります。典型的にはHER-SYSというような電子的に入力をさせるのですが、これは病院の現場も含めて、とてもこんなものを全部やったら患者を診られないと、ただ、そういうものが現に国から来たりするのです。ですから、もともとの設計自体の問題で、そうした情報をどこまで知らせるとか、共有するという議論になってしまったのかなと今伺っていて思います。

基本的には、こういうことは共有しましょうということを決めて、それがリーズナブルなルールであればできると思うのですが、その情報共有のルールづくりに現場も参画をして、その範囲なり、出し方を実行可能な状態で決めることが、まず前提なのだと思うのです。そこら辺の議論を全部抜いた上で、とりあえず制度的にこうだという議論だけだと、実態から離れてしまうのかなという気がいたします。ですから、制度設計上、情報共有は簡単なことですし、それは書ける制度かもしれません。ただ、問題は、その中身をどうするかが重要なので、そのことについて、現場の心配があるということかなと思います。

それから、太田先生の方で指示について協議をすることはどういうことなのかというようなお話がございまして、地方との協議の場で指定都市が入るのはどうなのかというようなことなどがございました。協議というのは協議だと思います。同意を要するとか、合意が必要という手前のところのイメージで、ペーパー自体、我々はこれを書いているところがあります。ただ、大切なのは、いわば反論権とか、あるいは実態を知ってもらうことも必

要でありまして、緊急時であれば、どこか一つ結論を決めなくてはいけないということにもなるのでしょから、意外なほどに、先生方は心配されずとも、それぞれの自治体は非常に従っていくと思います。今回のコロナでもそうでありました。

ただ、決められた方針には従うのですけれども、その方針を決めるときに、それは無茶だといって皆騒いでいるという形だと御理解をいただければと思います。

それで、指定都市が入られるのはどういう場面かということだと思います。実際に参画したほうがリーズナブルな意思決定過程だという際に入られるということであれば、いいのではないかと思います。

国・地方協議という正式の法律上の協議がありますが、それで全部回すのは多分無理なのです。むしろ、今回のコロナのときはそうでありますけれども、事実上、そうした場を厚生労働省に例えば知事会から要求してつくってもらった。そういうところで色々現場の声も伝えて、改めるべきは政府の方で政策を改めてもらったり、逆に言えば、ワクチンのときに、内閣の方から知事会の方にも要請があって、そういう場をつくり、それで事細かにワクチンの接種について全国うまく回るように、コミュニケーションを取りながらやるということがありました。こういうのがおそらく本当の協議でありまして、法律上の国・地方協議のようなものだけ想定しないで、そうでないそうしたコミュニケーションの機会を取るというのが、おそらく一番大事なのではないかと思います。

また、人の派遣のことについては、事実を申しますと、厚労省から依頼があったという以前に、都道府県でお互いに話をして人を出し合って回していました。災害のときも実はそうあります。ですから、国が全部招集をかけてやっているということだけでもないのです。それで、自治体の方でこれは出せる、出せないという事情に応じてやっているというのが現実のところであります。

先ほど私が申し上げたのは、実はこういう感染症のパンデミックみたいになりますと、自治体の持っているのは自治体病院だけなのです。自治体病院の職員というのはワクチン接種だとか、それから、日頃、協力指定病院になりますので、感染症の患者を受け入れて切迫した状況にもなるわけです。それ以外の民間病院も含めて、色々な病院の資源というのはありますから、そういうものを本来は広く導入するのがあり得べき姿なのではないかと思えますし、特に国が動かしやすい組織の人たちなども加えてやっていただければと申し上げたところであります。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、立谷様よろしく申し上げます。

○立谷市長（全国市長会） まず、太田先生、荒見先生、共通の質問になりますけれども、情報共有についてです。市長会としても情報を出さないと言っているわけではないのです。ただ、情報を出すことに対して、あまりにも義務化されることは避けていただきたいという意見があります。

私は東日本大震災を経験しました。県から毎日ファクスで情報を出せとたくさんの依頼

がきました。この依頼に応じることは大変な作業でございました。実際には、国からリエゾンが来ていますから、そちらに渡せば大体はスムーズに対応できたのですけれども、そういう体制になっていないところもあった。情報提供を求める情報のレベルが非常に過剰なケースもあることを懸念する市長がいるということです。これは全部というわけではないのですが、そういう声も一部ある。

ですから、状況に応じた判断ができるような体制にしてもらいたいというのが市長会の意見だと思います。厳しい状況になっても義務づけられたら、それは大変ではないかという意見です。ケースバイケースというところをある程度残しておかなくてはならない。

それと、太田先生の御質問でしたけれども、国の指示に対して協議をどうやっていくか。これも東日本大震災のときのことを私は思い出しながら聞いておりました。あのときは、私は福島県ですから原発事故がありました。どうやって避難させるか、どこまで避難の対象にするか、そういうところで私は国の指示に従わざるを得ないと思っておりました。相馬市は結局避難しないで頑張ったのですけれども、ある程度、協議の上でそういう方向になったところもありました。むしろ、事前に協議をすることも必要だったのです。

私はこれもケースバイケースだと思うのです。今回の新型コロナウイルス感染症の対応における営業制約やそれに対する支援策などでは、当然協議が必要になってきます。協議の上で国が決定すべきこととして、例えば最近の問題では、福島第一原発の処理水放出の問題がございまして、相当な協議の上で、国がエビデンスに基づいて決定したということです。したがって、こういうことはケースバイケースなので、一概に言える問題ではないと思うのです。地方自治体との協議をしっかりと踏まえた上でという原則は残していただきたいところがございます。なかなかこれはスパッと決められるような問題ではないです。ケースバイケースで、東日本大震災の原発事故、新型コロナウイルス感染症、今回の処理水など色々な状況の中で考えなくてはならない問題です。

次に、荒見先生の指定都市の権限移譲の問題については、指定都市と知事会の間でまず話をしていただかないといけない問題になってきますから、私のコメントとしては十分協議を重ねていただきたいということに留めたいと思います。

次に、職員派遣の問題です。先ほど申しましたけれども、災害時など、困ったときは基本的にみんなで助け合わないといけないのです。私は東日本大震災も経験しましたし、この4年間に洪水があり、私の家も床上浸水になりましたし、令和4年には福島県沖地震があり、私の家も大規模損壊で結局取り壊しました。そういう思いをしたのです。地震による住家の被害認定調査や、ごみの処理など、東日本大震災のときはそれどころではなかったのですけれども、相当な助け合いが基本なのです。それは我々はみんなやります。

ただ、そこで義務づけということになると、災害基本法では規定があるのですが、それぞれの事情がありますから、先ほどの南相馬市も床上浸水が十数件発生して職員は出せないというような事態というのは必ずあるのです。

なお今から3年前、山形県の鶴岡市で地震がありました。あのときも山形県内の市から

2人ずつ職員を派遣したのです。ただ、酒田市が相当被害を受けていまして、そういうところは出せない。これは当たり前の話です。そこまで縛るようなことをやってもらったら困るという、ごく当たりの意見です。ですから、能力に応じてというところは踏まえて考えていただきたい。義務を逃げるようなことを考えている市区長は誰もいません。ただ、被害がひどいところにまで強制はできないということを懸念する市区長の声があるという、ごく当たりの話でございますので、御理解いただきたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、吉田様から、特に荒見委員の最後の御質問です。その点について何かございましたらお願いします。

○吉田町長（全国町村会） ちょっと聞こえなかったです。

○山本委員長 それでは、荒見委員、最後の御質問を簡潔にお願いします。

○荒見委員 公共私連携のところで、公共施設の共同利用を進めていきたいという話があったと思うのです。なかなか連携が思ったほどは今の仕組みではうまくいっていないようにみえますけれども、町村の側から何かこういう制度があったら、もう少し進むといったことはありますか。

○吉田町長（全国町村会） 制度上の問題も色々あると思います。私の町は安芸郡4町で構成されておるのですけれども、例えば文化施設とか体育施設、それぞれ建設しておるのですけれども、その施設を有効に4町で活用するとか、あるいは西日本豪雨災害の折も、私のところは大きな施設を持っておるものですから、例えば広島市から呉市に帰られるのに、被災して帰れないという人たちを坂町のそういう施設へ皆避難をしてもらったりとか、端的に言えば、そういう形でお互いにできることを協力しながらやっていくような仕組みをしっかりとつくってもらいたいという思いであります。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、土山委員からお願いします。

○土山委員 御報告ありがとうございます。大変重要な示唆をいただいていると思いがら伺っておりました。

私の方からは、主に太田委員も言及された点なのですけれども、3番目の「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」について、それぞれの団体が地方の自主性・自立性を尊重するために厳密な手続、あるいは厳密な法律や何かで規定をとおっしゃられていたことについて。私の聞き取りが間違っていたら御指摘をいただきたいのですけれども、都道府県議会議長会からは、重大さを反映した手続を経るなど限定的に考えるべきとおっしゃられていて、市議会議長会さんと町村議会議長会さんは手続という内容をおそらくもう少し深めていただいて、関係ある団体との協議などという言い方でおっしゃられている。

また、全国知事会の平井知事からは、資料の方で国と地方公共団体との協議を行う仕組みとすべきと書かれていまして、ここの国と地方団体との協議を行う地方自治体が関係している団体なのか、そうではないのかということについては触れられていませんけれども、

どちらか、地方公共団体、ひょっとしたら地方六団体かもしれませんし、関係している固有の自治体ということなのかもしれませんけれども、団体との協議という手続を入れるということを求められていると理解しております。

また、市長会の方からは規定としての厳密化、補充的指示権であるようにということを規定や制度でしっかり明記していくということ、また、町村会さんも地方自治法では補充的な指示権のみを限定して記載するべきであると書かれていると理解しております。そのとき、まず、関係ある団体との調整という発言をいただきましたけれども、そのときの団体としては、議会がどのように関わるイメージでおられるのかなと思いました。

全国市長会の提出された資料3の5ページの上から3に関わるころのポツの3つ目には、限定的かつ厳格な制度として整備されることを書かれている文のところに、地方議会が地方公共団体の意思を決定する機能を有しているということに鑑みと書いています。そうされますと、そうした意思決定、自治体と協議をするときに、住民の代表である意思決定機関であると地方自治法上明記された議会が、関係団体との調整という中で果たす役割には重要なものがあるのではないかなと、そういうイメージで発言しておられるのではないかなと思いました。

もし、よろしければ、関係する団体との調整と御発言されたと思いますけれども、そこで議会が住民の代表としての関わり方ということに何かイメージがあれば、お伺いしたいと思います。

また、平井知事には、先ほど資料の中で、閣議決定の前に国と地方公共団体との協議を行う仕組みとすべきと書かれていますが、この地方公共団体との協議というのは、関係する自治体なのか、もちろん個別的な突発事態である場合もあるかと思いますが、個別法が想定していないというのが一部の自治体であることもありますし、全国的なものである、全国的なものになることが懸念されるときに発動するのではないかと想定していますけれども、ここでの自治体の関わりということについて、協議を行う仕組みの協議の相手としての地方公共団体のイメージを具体的に何か想定しておられるかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 横田と申します。簡単な質問と抽象度の高い質問をさせていただければと思っております。

これまで出てきた国の指示権の際に、地方公共団体の意見を聞くというところ、基本的には重要なことであると思っていますのですけれども、私の関心事は、デジタル化の中で地方六団体がどうアップデートするのかということに若干興味を持っております。例えば緊急時に統一見解を出すというのが非常に、これだけ地域が多様で、だからこそ、自治が重要であるということなのですから、緊急時になればなるほど、各意見をちゃんと吸い



上げながら統一見解を出していくということになるかと思えます。

今回、コロナ禍においてはテレビ会議システムの活用などが進んだと理解しています。もし、国の意見聴取が来たときに、それをスピーディーに出す仕組みがどれだけ取り入れられるようになったかとか、議会などが変化していくということを宣言されていると思えますけれども、六団体自体はいかがでしょうかということをお伺いしたいと思えます。今回、立谷市長からも色々な意見をちゃんと聴取してきていただいて、まとめていただいていますけれども、全てを一言で語ることはできないとおっしゃっていらして、それだけの難しさがある中で、勝手ながらの質問が一つとなります。

あとは簡易な質問ばかりなのです。

1つ目は、都道府県議会議長会の山本様からいただいた、私もすっぱり抜けていたのですが、自治体と議会のデジタル化を一体的に考えるということをおっしゃっておられました。不勉強でどういったことが今議論に上がっていて、何を一緒にやっていくと効果的・効率的なのかという事例があれば教えていただきたいです。

2点目は、デジタル人材です。特に町村議会などにお伺いしたいのですが、小規模自治体になればなるほど、デジタル人材の登用が非常に大変だと思うのです。実際に、こういったタイプのデジタル人材が不足されていて、喫緊に手当てが必要なのかというところを教えていただきたいと思えます。今、例えば民間企業で大企業などであると、アプリなどはノーコード、さほど深い知識がなくても、全ての社員が簡易なものであればつくれるみたいな方向に動いていたりします。いやいや、そういった部分ではないとか、具体的に教えていただければ、町村議会並びに、どちらかお答えいただけるのであれば、お願いしたいと思えます。

3点目は、個人的関心でお伺いしたいのが、市議会議長会さんより今回の選挙における女性比率が上がったというデータを出していただきました。ありがとうございます。少し伸びているということなのではございますけれども、皆さんはどれぐらいの目標を持たれているのか。もしあれば、是非個人的な関心としてお伺いしたいというのが最後の質問となります。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、お答えをいただきたいと思えますが、これは六団体の方全てに対するご質問かと思えます。まず、土山委員からの御質問は、要するに、補充的な指示権を行使する事前に地方公共団体と協議してほしい、地方公共団体の意見を聞いていただきたいと、それぞれ六団体の方から御意見があったわけではございますけれども、どういう団体に対し協議するか、あるいは手続を踏んでほしいということなのか、つまり六団体自身なのか、それとも関係する自治体なのか、そういうことでよろしいですか。

○土山委員 知事会が出された文書のところでは、地方公共団体と国との協議と書かれていたのですが、御発言の中で三議長会の皆様、市議会議長会さんと町村議会議長会

さんは関係団体との協議とおっしゃっているのです。そちらの2つの団体はそういう意味で明確ですので、そのときに、意思決定に関わる大事な主体である議会は、そうした交渉先としての地方公共団体となったときに、議会はどのように関わるイメージでおられ、どういう役割を果たすイメージなのだろうかと伺いましたということです。分かりにくくてすみません。

○山本委員長 一つは、対象となる団体が何かについて補足等があれば伺いたいということであり、もう一つは、議会がどのようにその際に関わるのかということです。

それから、横田委員からの御質問は、第1の点は、要するに緊急時などにおいて、自治体の中で意思統一を図る、意見集約を図るときに、デジタル技術等をどのように活用していくかということによろしいですか。

○横田委員 広く言うとそうです。

○山本委員長 もう少し絞って、特に個別に何か聞きたいことがございますか。

○横田委員 それを各六団体でどのように進化していこうとしているのかということです。

○山本委員長 あと、横田委員から御質問があったのは、都道府県議会議長会に対して、執行機関と議会との間におけるデジタル化の関係についてと、特に町村議会議長会に対して、デジタル人材の育成について、最後は、全ての議会関係団体に対して、女性議員比率として、どれぐらいの目標を持っておられるのか、もしあればお示しいただきたいということによろしいですか。

○横田委員 はい。

○山本委員長 それでは、都道府県議会議長会、市議会議長会、町村議会議長会という順番で伺いまして、さらに知事会、市長会、町村会という順番でいきたいと思いますが、全ての御質問が全ての団体にされているわけではございませんので、必要な限りでのお答えで結構でございます。

まず、都道府県議会議長会の方からお願いできますか。

○山本議長（全国都道府県議会議長会） 非平時の国の指示権の話ですけれども、これまでの地方分権の議論から見て、国の指示権が付与されるということは例外であって、あくまで限定的に考えられるべきであると、ですので、適切な手続を経て行使してほしいということを申し上げているので、全国都道府県議会議長会として何か具体的なものを言っているわけではございません。適切な手続をとということでございます。

あとは統一見解を出す仕組みでしたか。これは今、立谷市長会長が全国815の市長さんから意見を集められたとすれば、すごい話だなと思って聞いていました。今、例えば全国都道府県議会議長会で何かやろうとすると、各議長さんに投げかけをするか、あるいはブロック別のブロックの会長さんに取りまとめをお願いするかということになるかと思えます。統一見解を出すとなると、意見照会をして、皆さんで協議をして、これで統一見解としていかという手続を経ないといけないと思えますので、DXがこの時代にどのようにそれをやっていくのかというのは、課題の一つかなと思っています。

次は執行部と議会のデジタル化の話で、何で執行部と一緒にやらなくてはいけないのかというお話でした。例えば富山県議会で言うと、富山県としてのホームページの中に県議会のページを組み込んでもらうように調整しています。執行部と県議会で同じシステムの中で作成されているので、簡易に見たい情報に飛ぶことができ、リニューアルも一緒に行うことができます。

でも、全国のものをつぶさに見ていただくと分かりますが、必ずしもそうなっているわけではありません。県や市の執行部のホームページと議会のホームページで全く違った運営をされているケースもあるわけです。それは住民サービスという観点から見ると、そろっていたほうがいいわけではないですか。そういう意味で言うと、こういうことを執行部は執行部、議会は議会とやってもらうと非常に困るので、これは一体となってやるならやっただくような仕組みにしてほしいというお話でございます。

女性議員の比率の目標については、全国都道府県議会議長会として何らかの目標を掲げているということは、現実のところございません。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、市議会議長会の方からお願いできますでしょうか。

○坊議長（全国市議会議長会） 先ほど女性の比率の話をしていただいたのですが、これは全国市議会議長会でどういう候補者を出すかという権限があるわけでもありませんし、それぞれ出たい方が選挙に出られるというのが前提でありますから、どこまで目指すかということについては何とも言いようがないということだと思います。私は神戸市でございますけれども、私の選挙区においては半分が女性になりました。

あと、指示権の話は、市長会の方からお答えいただいたらいいと思うのですが、基本的にどういう場合であっても、非平時の場合は行政と議会はしっかりコミュニケーションを取って、意思を統一して物事を進めていく関係であります。

それから、関係団体のお話をいただいたと思うのですが、これは全国的な災害等がありましたら、これは地方六団体になるのでしょうかけれども、部分的な災害等になると、その周辺自治体のことを関係団体と捉えておまして、まず、近隣のところの団体と連携をしていくということになるのだらうと思っております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、町村議会議長会様の方からお願いします。

○渡部議長（全国町村議会議長会） 非平時における対応等々がありましたけれども、行政側と議会側というのは、しっかり連携を密にしながら、また、二元代表制という形の中で、その時々の場合によって協議を進めていくということになるかと思っております。

また、デジタルの話が出ましたけれども、それぞれ町村議会でもデジタル化というのが進んでいない状況下にあることは確かでありまして、また、その中でも執行部と議会側では、事務局の人材不足も指摘をされており、なかなかデジタル化の方向性をスムーズに進

めていける状況にはないというところで、人材が不足しているということでありまして、国に対しても、是非ともそういった人材確保、また、様々な取組をするための要請・要望というのも上げていかななくてはならないのかなと思っているところでもあります。

それと、女性議員の進出の話が出ました。うちの議会も今まで定員11人のうち女性1人でしたけれども、今回の選挙で2人の方が増えまして、11人中、女性3人という形で、今、議会運営をさせていただいているところでもあります。男性、また、女性の視点から、様々なまちづくりに対しての姿勢といいますか、そういった取組が、様々な角度から、皆さんに活動していただけるというのはよいことかなと思っておりますけれども、それが果たして何人かいいのかというのは、今の状況では分からないということです。

以上です。

○山本委員長 あと、知事会、市長会、地方町村会がございまして、先ほどお答えいただいたことと、かなり重なっているかと思っておりますので、必要な限りで補足をさせていただければと思います。まず、平井様はいかがでしょう。何かございましてか。

○平井知事（全国知事会） 土山先生がおっしゃったことに関連しては、地方自治法に基づいて議会の権限というのは決まっています。おそらく今回、ここで議論されていることは議会の権限で議決事項ではないと思います。したがって、地方公共団体の首長レベルの方で捌くことが可能ではないかと思っております。

また、書き方が違うということなのですが、一般的に色々な自治体に絡める全国的な課題で国が指示をするというような場合は、地方六団体の組織が必要ではないかと思っております。ただ、個別のこの自治体のここが例えば感染が広がっていて、例えばこの病院を何とかしなさいとか、そういうことであれば、それは個別の自治体ということになるかと思っております。

また、横田委員の方からお話がございました地方六団体のアップデートですけれども、知事会の場合であれば、それぞれのジャンルごとに話し合っ、それで意思決定をまとめていくという一つのプロセスが正直ございます。それに基づいて今も意見照会をして、知事会としてのコンセンサスをつくっています。御心配は色々あるかと思うのですが、ただ、意外に我々は同じ方向を向いていまして、大体その意思決定ができる。どうしてもここは折り合わないというところは、そこだけ曖昧にしてお答えをするということでコミュニケーションは可能だと思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、立谷様、お願いします。

○立谷市長（全国市長会） 土山先生と横田先生からいただいた御意見ですが、私が提出した市区長たちの意見は、あくまでも参考意見で、全国市長会の意見というわけではありませぬので、冒頭申し上げたとおりでございます。それぞれの市区長さんが、それぞれの思いの中で申し上げたことに対して、市長会としてこうだと、私が市長会の統一見解として申し上げるのは不適切なことでございますので、これは参考意見として御覧いただきました

いと思うのです。

その中で、先ほど市議会議長会長さんから話がありました緊急時の意思決定、協議をどのようにするのかという問題です。私は何度か災害を経験しましたがけれども、災害の場合は対策本部長というのは首長です。市町村長が即座に決断しないとイケないのです。例えばこの地区は避難すべきだといったことは協議をしている暇のないことです。ですから、市町村長の責任において、基礎自治体の長の責任において判断して、その場で実行する。

ですが、予算が関わる問題になりますと、議会をないがしろにするわけにはいきませんので、その際はできるだけ早く議会の議長さんと相談する形を取っていかないとイケない。専決処分を繰り返すことはあまり適切ではないので、ケースバイケースになってくると思うのです。

新型コロナ感染症の場合は時間がありました。ただ、災害の場合は非常に緊急な対応を求められることが多いですから、例えば避難所に食事を届けるなどという話は、その都度議会の皆さんに相談するようなことでありません。ただ、被災された方々にある程度の支援金を出すことについては、議会の同意なくしてはできませんので、これもケースバイケースということになりますが、我々市区町村長としては、基礎自治体の代表であるという責任と自覚の下に、しっかりと決断するということです。議会に対しても二元代表制ですから、特に予算を伴うものについては、できるだけ適切に相談した上で合意形成を図っていくということに努めていくということに尽きると思っています。

○山本委員長 それでは、吉田様お願いします。

○吉田町長（全国町村会） 町村会の方に、DXの推進でどういう人材が不足しておるかというような質問だったと思います。町村は小さな自治体でありますので、このDX、ICT関係の職員が全体的に少ないのです。ほぼゼロに近いぐらいの状態です。スタートしておるわけでありまして、また、採用をするにしましても、募集をしても応募してこないというような状況もあります。民間が先に全部採用してしまうものですから、そういう関係で人材を確保できないというような状況もございます。そこらが一番大きな問題点だと思います。こういう部分に人材が足りないとか、ああいう部分の人材が足りないとかいう以前の段階だと思っております。

私が思うのは、例えば医療のドクターの関係などは、地域枠を設けて広島県でも実施しておりますけれども、そこで募集をしまして、広島県が例えば学費の援助とか、支援とかをしまして、中山間地域の医療を守るためにドクターを養成しておるような事例もあります。DXに関しましても、国がそういう仕組みをつくって、地方でもローカルでも、DXを推進するために働いてもいい、働きたいというような人材を募集して、しっかり国が財源を補填して支えて、我々の町村に採用できるような仕組みをつくってもらえば非常にいいのかなと思います。また、業者やベンダーの方に頼るだけでは、なかなか自立をしてDXが前進をしていかないのではないかなというように思っておりますので、そういう面もしっかり考えてもらえれば、我々町村にとっては非常にありがたいと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

山本議長、どうぞ。

○山本議長（全国都道府県議会議長会） 災害対応の話ですけれども、例えば富山県議会では、災害時には、執行部に迅速な対応を求めつつも、事後でいいので議会の方に報告をするようにしたり、議会の側も議員個人が執行部とやりとりするのではなく、窓口を一本化して議長に集約するとか、そういうマニュアルを定めています。議会は地方公共団体の重要な意思を決定していますが、災害時においては、そのようなマニュアルをもとにやっていくことになると思いますので、ちょっとだけ補足させてください。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、本日は様々な御意見をいただきましたけれども、私の不手際で5分ほど既に超過しておりますので、本日はここまでとさせていただきます。

地方六団体の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中を御出席いただき、また、貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

今回は、前回の専門小委員会や本日の地方六団体の皆様の御意見等も踏まえまして、取りまとめに向けた議論をしたいと考えております。事務局には、これまでの議論や論点の整理を踏まえ、答申の素案の作成をお願いします。

日程につきましては、追って事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。